

工事施工上の指示事項

【富里市】

市発注工事の施工に当たっては、次の指示事項を遵守し、適正な施工を確保するよう十分留意してください。

1 下請業者使用の留意点について

- (1) 一括下請及び不必要な重層は認めておりません。
- (2) 請負代金が2,500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、1か月以内に下請業者選定通知書により施工体制台帳・施工体系図を市長（担当課）に提出してください。
- (3) 下請契約は工事開始前に建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した下請契約により締結してください。
- (4) 特定建設業の許可がなければ、3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事を下請に出せません。
- (5) 自己の取引上の地位を不当に利用して、請負額が原価に満たない請負契約を締結したり、あるいは使用資機材等の購入強制をしてはなりません。
- (6) 下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払（120日を限度）を併用する場合であっても労務費相当分については、現金払としなければなりません。
- (7) 富里市建設工事適正化指導要綱に基づき、「主任技術者等選任通知書」を、また下請を使用する場合は速やかに「下請業者選定通知書」を提出してください。

2 市内業者への優先下請について

下請業者を使用して工事を施工させる場合には、市内業者を優先して下請させるよう努めてください。

3 市内又は県内生産品の使用について

建設資材は、極力市内又は県内生産品を使用するよう努めてください。

4 ダンプカーの過積載による違反運行の防止等について

- (1) さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違反運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにしてください。
- (2) ダンプカーを使用する工事の施工に当たっては、ダンプカー協会加入車両を優先的に使用するよう配慮してください。

5 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 産業廃棄物は、元請業者の責任において、発生から処分までの数量等の管理を十分に行い、適正に処理してください。なお、下請業者が施工した産業廃棄物も処理責任は元請業者にありますので注意してください。
- (2) 産業廃棄物の処理を他人（下請業者等）に委託する場合は、産業廃棄物の収集運搬又は処分に係る業の許可を有していることを確認してください。

6 法令等の遵守について

建設業法、労働関係法令、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令、千葉県建設工事適正化指導要綱、その他の関係法令を遵守してください。

以上の関係法令、要綱等が守れない場合は、市発注工事の指名の際考慮することになっています。また、建設業法第41条による指導、勧告及び第28条による営業停止等の行政処分の対象となる場合があります。